



平成 28 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 : 住 江 織 物 株 式 会 社  
代 表 者 名 : 取 締 役 会 長 兼 社 長 吉 川 一 三  
(コ ー ド 番 号 : 3501 東 証 第 一 部)  
問 合 せ 先 : 執 行 役 員 経 営 企 画 室 部 長  
新 實 啓 悦  
(TEL 06-6251-6803)

### 定時株主総会の開催等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第 127 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の開催につき、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

本定時株主総会においては、現在調査を進めている当社の米国現地法人（Suminoe Textile of America 以下「STA」といいます。）における会計処理問題の経緯等について株主の皆様へ直接ご報告する所存です。

今回の会計処理問題により、株主の皆様をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

#### 記

#### 1. 第 127 期定時株主総会の招集について

- (1) 開催日時 平成 28 年 8 月 30 日（火曜日）午前 10 時
- (2) 開催場所 大阪市中央区本町橋 2 番 8 号 大阪商工会議所（4 階 401 号室）
- (3) 目的事項
  - ①報告事項 会計処理に関する調査等の件
  - ②決議事項
    - 第 1 号議案 剰余金の処分の件
    - 第 2 号議案 取締役 8 名選任の件
    - 第 3 号議案 監査役 1 名選任の件
    - 第 4 号議案 補欠監査役 2 名選任の件

#### 2. 報告事項について

当社は、平成 28 年 7 月 29 日付「第三者委員会設置および平成 28 年 5 月期決算発表の日程変更に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、現在、STA における会計処理問題について、第三者委員会に委嘱して調査を継続しております。

第 127 期の事業報告、連結計算書類及び計算書類につきましては、第三者委員会の調査結果を踏まえなければ確定することができないため、本日招集を決議した本定時株主総会においてご報告することができません。

そのため、本定時株主総会においてご報告する予定でありました第 127 期の「事業報告、連

結計算書類及び計算書類の内容及び連結計算書類の監査結果報告等の件」につきましては、第三者委員会の調査完了後、それを目的事項とする臨時株主総会を別途開催の上で、改めてご報告させていただきたく存じます。なお臨時株主総会の開催日時及び場所については、改めてお知らせいたします。

本定時株主総会においては、今回の会計処理問題に関する経緯等につきご報告する予定であり、その概要は以下のとおりです。

(1) 今回の会計処理の問題に関して第三者委員会を設置するに至った経緯

STAにおいては、平成27年12月に実施した中間決算期棚卸において、多額の在庫の差異を認識し、平成28年1月以降の社内調査によって、基幹システムの不具合及び棚卸作業の不備による誤謬が原因で当該差異を生じたものと判断され、さらに詳しい原因の究明作業を継続しました。そうした中、平成28年3月4日に、STAの関与監査法人であるDeloitte事務所に対してSTAの元従業員からなされた、在庫の格上げが行われている旨の内部通報に基づき、Deloitte事務所が監査を実施し、平成27年3月期を跨いだ売上返品等の合理性に疑義がある取引(約180千ドル)が識別されました。これを受けて、STAにおいて平成28年4月より実施した社内調査時点では、それらの取引は業界において通常行われている取引形態の範疇であると考えられたものの、当社としては、事実関係をさらに明らかにするために、引き続き調査を要するものと判断いたしました。

その後、継続したSTAの社内調査において、平成28年5月30日、前述の在庫の格上げや売上返品につき、STA社内のみならず、親会社である当社の従業員らからの影響の下になされた可能性があることも疑われたため、同年6月6日に当社において外部弁護士等を含めた調査委員会を立ち上げ、加えて米国においても、STAから独立した外部調査機関に依頼の上で調査を行うことといたしました。

これらの会計処理の財務への影響について、平成28年6月27日付「業績予想の修正に関するお知らせ」により、STAの生産ラインの混乱による影響分として営業利益約10億円の悪化を見込む旨の開示を行いましたが、その後、棚卸資産の過大計上について約5億円という大幅な棚卸資産の評価減の必要性も認識するに至りました。また、当該会計処理に関し、当社における外部弁護士等を含めた専門家による調査委員会の調査及び米国における外部調査機関による平成28年7月22日付中間報告書において、その一部に不適切な会計処理の兆候が発見されました。

そのため、当社としては、より公正性を確保した調査が必要であると判断し、平成28年7月29日開催の取締役会において、第三者委員会を設置することを決議いたしました。

(2) 第三者委員会の調査について

第三者委員会は、日本弁護士連合会による「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」(平成22年7月15日公表)に沿って委員の選定を行った上で設置しております。その調査範囲については、当社がとるべき会計処理の検討を行う為、不適切会計の兆候のある事実関係について、米国における外部調査機関による調査を更に拡大深化させて継続する事と並行して、STAで発見された不適切な会計処理の兆候について、当社の従業員らによる、これらを示唆・強要する等の直接的関与や、過大な圧力を掛けるといった間接的関与の有無及び現状の内部統制上の問題点等についての調査及び分析を行うと共に、第三者委員会が必要と認めた全ての事項について調査及び分析を行います。

当社は、第三者委員会の調査に全面的に協力しており、第三者委員会の調査結果が示された場合には、その結果を真摯に受け止め、経営、業務及び管理の体制にかかる必要な見直しを行う所存です。

3. 役員報酬の一部返上について

平成 28 年 5 月度決算発表が未だ実施できていないこと、STA における一連の会計処理問題により業績予想を大きく下方修正したことを厳粛に受け止め、次の通り取締役の報酬の一部返上を本年 9 月から 3 か月間実施いたします。なお、第三者委員会の調査結果により追加の措置が必要な場合には、しかるべき対応をいたします。

代表取締役会長兼社長	月額基本報酬額の 50%
代表取締役専務	〃 20%
上記以外の社内取締役	〃 10%

以 上